# 記入例



一 級 建築士事務所登録申請書

個人

規

新

[記入注意]

**※** いずれかに○(第一面)

又は、不要な部分を=で消してください。

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 登録申請社名は、法人の場合、法人の名称、代表者の役職名、氏名を記入。個人の場合は個人名のみを記入してください。
- 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一被 一級 一級 一級 主せん。 大治 全築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違あり ません。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日←提出日 ※ 郵送の方は空欄で提出ください。

京都 一郎

京都府指定事務所登録機関

一般社団法人京都府建築士事務所協会 会長 殿

新規の方は「○級建築士事務所」又は「○級建築設計事務所」 を名称の前後に<u>必ず</u>つけてください。

建	事	<sup>ふり</sup> 名		**************************************	きょうとけんちくしじむしょ 一級建築士事務所 京都建築士事務所	
築		所	在	地	〒 603-8163 <b>※申請する事務所所在地</b> 京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階 電話 (075 ) 334 - 5277 、FAX (075 ) 334 - 5377	ク —
登	個人であるとき	<sup>ふり</sup> 氏		<sup>がな</sup> 名	きょうと いちろう 建築士   京都 一郎 本造建築士   本造建築士 なし	
録	0	住		所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町1番地 <b>※居住地</b>	
申	法人あるし	<sup>ふり</sup> 名		称		ı
請者	でき	所	在	地	※ 個人事務所については、原則1月1日から同年12月31日と なります。	
	事業	美年 』	度の	定め	1月 1 日から [同・翌] 年 1 2月 3 1 日まで	
建 <sup>2</sup> 築 <sub>3</sub> 士	理	<sup>ふり</sup> 氏		<sup>がな</sup> 名	きょうと いちろう 京都 一郎 登 録 番 号 第99999号	
事務	える 建	建 築 建 築	生	: 木造 の 別	一級建築士 登録を受けた都道府 「修了年月日を記入 ※交付日ではありません 木造建築士の場合) ペス記入	
を	柴 士		世栄工品した年		令和 ○ 年○○月○○日 修 了 証 番 号 999B-99999K	
現 及	登 び		年 月禄 番		※記入不要   年   月   日   ※     (京都府) 知 事 登 録   第   号   審	
新規	更新		録 ぼ登録		※記入不要 年 月 日 査   (京都府)知事登録 第 号	

本登録の有効期間は令和 年 月 日までです。

更新登録を受ける場合は、有効期間満了の日前30日である令和 年 月 日までに登録申請を行ってください。



(第二面)

### 所属建築士名簿

[記入注意] 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

<sup>ふり</sup> 氏	<sup>がな</sup> 名	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は建備設 計一級全に 計一場合に ある場合に ては、 その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号
きょうと 京都 -		一級建築士	第99999号	※二級・木造 のみ記入	構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	第0000号
				   <b>免</b> 許詞	 Eをお持ちの方のみ	「 ∡ご記入ください。
				注:	免許証のコピーも	添付ください!
					I	1
<i></i>	Amount and a		ha ett om het om het om	11		
	:事務所に :理建築士		-事監理等の業務に	:携わる建築士をす	べて記入ください	0
•		. も舌む) [に記入しきれない	場合は複写して使	用ください。		
	_					H
注意						
_		漢字は建築士の免討 リンで出ないときは		漢字体(免許が旧号 - ださい	字体の場合もその i	ま記入
				-		
2	)建築士	免許証に通称名・1	日姓が記載されてい	いる場合は記入可能	もです。	
(備考)	)			ı		一級建築士
	有 🗌					二級建築士 大造建築士
別紙					計 1	構造設計一級建
, ,, ,,,,	無					築士 設備設計一級建
						筑上

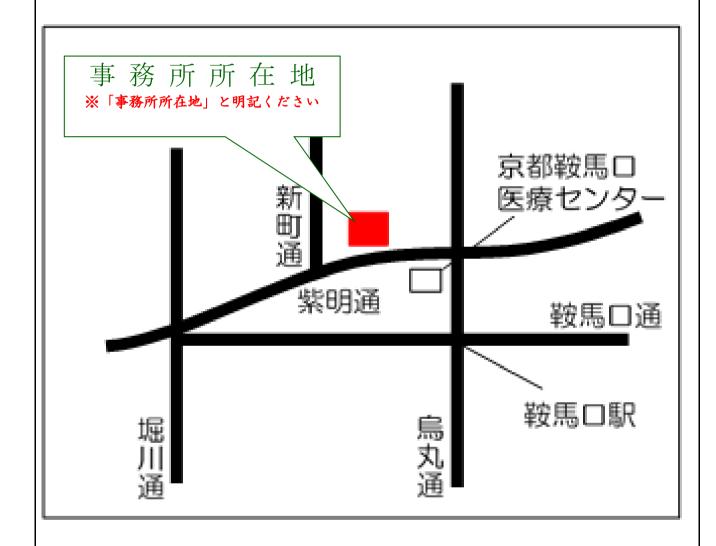


(事務所所在地の付近見取図)

N



手書き・インターネットで取得した地図でも可。



(注意) 上記付近見取図には、最寄りの駅、道路、目標物等を記入して事務所の位置を明示 してください。

事務所の所在地が変更になった場合は第4号様式による変更届書に変更後の事務 所の所在地の見取り図を添えて下さい。

### 第六号書式 (第二十条関係)(A4)

添付書類(4) 業務概要



[記入注意]

1 最近のものから順次記入してください。

2 〔例〕

甲野 太郎 東京都 甲野ビル 鉄筋コンクリート 造三階建て延べ500 正事監理 ~令和 2.1.10

			平万メートル		
注文者	建築物所 在地都道 府県名	建築物の名称 及び用途	構造及び規模	業務内容	期間
新規につき該	当なし				

添付書類(口)



該当するものにチェック 兼任の場合は両方にチェック

> 登録申請者 管理建築士

### [記入注意]

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

<sup>ふり</sup> 氏	<sup>がな</sup> 名	きょうと いちろう 京都 一郎	生年月日	昭和63年8月1	日性別	男
建;	築士の資格	一級建築士	<u></u> 7	登録を受けた 道府県名(二 建築士又は木 建築士の場合)	級 造	
学	年 月 日	学校名及び学科	名	卒業・終	了・中退	の別
歴	平成19年3月	※ 学部、学科まで記入 京都府建築高校 建築学			卒業	
	期間年月~年月	勤務	ī	地位	· 職	名
職	(注: <u>料</u> ・前職を追	職名」は役職、実際に行っていたまた建築士としての業務は詳しく) と職して6ヵ月以内に申請のときには 例の場合、(株)□□一級建築士事務	退職証明書			
	令和3年7月 <u>~現在</u>	事務所設立準備期間				
歴	平成30年8月 ~令和3年6月	(株)□□一級建築士事務所		設計・工事監理 (免許取得後)		
	平成30年7月 ~平成25年4月	同上		現場監督		
i	1			i		

## <略歴例>

### 注意

・ 建築士事務所の登録がないにもかかわらず法第23条に規定する業務(補助業務を除く)を行っていた場合は処分の 対象となることがあります。

管理建築士は、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した者でなければなりません。管理建築士講習の修了証が取消された場合、管理建築士不設置として、建築士事務所登録が取消される場合があります。

(例1:高校を卒業後、施工業務などをしながら建築士免許を取得、今回、法人を立ち上げ、事務所を開設する。)

	期間	勤 務 先	地位・職名
	年月~年月	39J 437 7L	地位,概石
職	平成26年8月 ~現在	株式会社●●設計工務	代表取締役
	平成元年7月 ~平成26年7月	同社 一級建築士事務所 登録	管理建築士
	昭和56年1月 ~平成元年3月	×× 一級建築士事務所	所属建築士 (設計業務)
歴	昭和50年4月 ~昭和55年12月	□□工務店	大工

(例2:大学を卒業後、建築士事務所に勤務しながら建築士免許を取得、今回、個人事務所を開設する。)

	期間	勤 務 先	地 位・職 名
職	年月~年月		
	平成31年1月 ~現在	無職	
	平成元年4月 ~平成30年12月	株式会社■■建築 一級建築士事務所	所属建築士、 平成5年2月より管理建築士
	昭和57年4月 ~平成元年3月	×× 一級建築士事務所	設計補助、免許取得後、設計業務
歴			

(例3:大学を卒業後、他業を経て、今回、個人事務所を開設する。)

	期間		地位・職名
職	年月~年月	到 477 ノロ	가는 IV. 19X 11
	平成29年4月 ~令和2年11月	●●アーキテクト 一級建築士事務所	所属建築士 (設計業務)
	平成22年4月 ~平成24年3月	○○大学 研究室	助手
歴			



第六号書式(第二十条関係)(A4) 添付書類(ハ)

誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和○○年○○月○○日

登録申請者の氏名又は名称 京都 一郎

#### 京都府指定事務所登録機関

一般社団法人京都府建築士事務所協会 会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は 木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、 その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である 場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人の役員で あつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日の以前1年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しないもの(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者 (3に該当する者を除く。)
- [記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。



## 建築士事務所登録申請書 副本返却希望確認

令和○○年○○月○○日

事務所登録の審査終了後の副本返却についてご回答願います。

事務所名:一級建築士事務所 京都建築士事務所

記入者氏名: 京都 一郎 連絡先: 075-334-5277

該当する方に☑を付けてください。

### 副本の返却について

☑ 郵送を希望する (別途 600円) □ 窓口を希望する

### 登録手数料

- 一級建築士事務所: 1
- 二級・木造建築士事務
- 郵送料等: 600円
- ・ 更新案内 (申込者のみ
- ※ 現金又は振込みにてお
- ※ <u>右記金融機関へお振込</u> お願い致します。
- ※ 振込みに要する手数料 ご負担ください。

#### 振込み先

ご希望どちらか選択し、チェックください。

- ・ご郵送の方→レターパックを使用して下記住所 にお送りいたします。
- ・窓口の方は→下記住所にハガキにて通知します ので、ハガキに記載する必要物を 持参の上、窓口まで受取りに来 てください。

士事務所協会

1 2 8

00801

<u> 口)坐行:ソヤ**ノ**キョリトノクンナクンソ Aンヨキョリル</u>イ

一般社団法人京都府建築士事務所協会

※ 振込超過金があった場合は、窓口にて ご返金させていただきます。

### ◆ 必ずご記入ください ◆

郵送の方も窓口の方も宛名シールとしてこのまま使用します。 楷書で丁寧にご記入願います。

※ 送付先のご住所は登録先の住所でなくても支障 ありません。

郵便番号	₹ 603-8163
住所	京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階
宛名	京都一郎
TEL	075-334-5277

### 「振込受付証明書」

※ 振込日・振込者名・振込金額の 分かるものを添付ください。

(コピー可)

# 添付欄

この点線内に窓口や ATM にて振り込んだ時に出てくる証明書をのり付けしてください。

※ ネットバンキングから入金される場合は、詳細が分かる画面の印刷物を裏面にホッチキス等で添付してください。